

研究活動・倫理研修会

資料

2025

公正研究委員会

目 次

事 項	ペー ジ
香川大学行動規範	1
香川大学コンプライアンス・ガイドライン [抜粋]	2
研究上の不正行為	3
研究上の不正行為の最新事例（文科省公表）	4
本学における研究不正に係る申立て・告発等への対応フロー	5
研究不正に対する措置	6
研究上の不正行為に関する取扱規程（R4改定のポイント）	7
研究データ等の保管の重要性	8
研究活動に関する留意事項	9
研究インテグリティについて	10
本学で実施する研究倫理研修等	11
学生への研究倫理に関する指導について	12
関係規定・資料等	13

平成17年4月1日制定

本学が、教育・研究機関として存続し、地域社会と一体となって発展を遂げていくためには、全ての教育・研究活動において、地域社会からの信頼をいただくことが、何よりも重要であります。

本学の役員及び職員は、教育・研究活動に関する法令を遵守するとともに、教育・研究倫理を徹底し、社会的良識をもって公正・公平かつ透明に業務を遂行し、地域社会からのご期待に応えるとともに、一層信頼される大学づくりに全力を尽くします。

—本学の理念—

- ・本学は、世界水準の教育研究活動により、創造的で人間性豊かな専門職業人・研究者を養成し、地域社会をリードするとともに共生社会の実現に貢献することを理念とします。

—学生諸君と共に—

- ・私たち役員及び職員は、本学の理念を実践(具現)するため、率先してリーダーシップを発揮します。私たちは学生諸君を大切にし、真摯に教育・研究活動に取り組み、学生諸君のため、ひいては地域社会のため、奉仕し研鑽していくことを目指します。

—役員及び職員と共に—

- ・個々の役員及び職員の人格と個性を尊重します。
- ・安全で働きやすい職場環境を確保し、明朗にして自由闊達な教育・研究環境をつくります。

—学術研究の進展と共に—

- ・学術と学術研究は社会と共に、そして社会のためにあることを認識し、自らの研究活動は社会の信頼と負託に応える責務を有することを自覚します。
- ・自らの研究活動と社会との健全な関係を図るため、誠実・公正な研究を遂行し、他の研究者の成果を適切に判断すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で対応します。
- ・研究上の不正行為が起こらない高潔な研究環境の整備に努めます。

—地域社会と共に—

- ・積極的な情報公開により、本学に対する理解と信頼の確保に努めます。
- ・環境保全の重要性を認識し、全ての教育・研究活動において環境への影響抑制に努めます。
- ・市民社会に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。
- ・社会の一員として、地域社会の発展のために貢献します。

—関係機関及び取引先と共に—

- ・政治・行政とは、健全かつ透明な関係を維持します。また、取引先は全て透明・公正に選定し、法令遵守のもと、質的に高くかつ安全確実な取引を行います。

平成17年4月1日制定

このガイドラインは、コンプライアンスの推進を図るため、「香川大学行動規範」に関する具体的な事項を定め、もって本学に対する社会からの信頼を確保し、地域社会へ貢献することを目的とします。

「学術研究活動の自律的実現を図るために」

- (1) 自ら生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門的知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有します。
- (2) 科学の自律性が社会からの信頼と負託の上に成り立つことを自覚し、自らの研究姿勢を常に点検しつつ誠実に公正な研究を遂行します。
- (3) 科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を、科学的に示す最善の努力をすると共に、科学者コミュニティ、特に自らの専門領域における科学者相互の評価に積極的に参画します。
- (4) 自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努めると共に、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解できるよう、常に最善の判断と姿勢を示すよう弛まず努力します。
- (5) 自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客觀性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くよう努力します。
- (6) 他の研究者の成果を適切に判断すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で対応します。また、他の研究者の知的成果などの業績を正当に評価すると共に、研究者間の役割分担・責任を明確化し、名誉や知的財産権を尊重します。
- (7) 自らの研究、審査、評価、判断などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応します。
- (8) このガイドラインの趣旨に沿って誠実に行動し、研究・調査データを一定期間記録保存することや必要に応じて適切に開示を行うことなど、厳正な取扱いを徹底して、ねつ造、改ざん、盜用などの不正行為、二重投稿、不適切なオーサーシップなどの研究者倫理に反する行為を行わず、加担もしません。
- (9) 不正行為に対する対応について、その防止と併せ、自律・自浄作用の強化を認識・理解し、このことは研究活動を通じた人材育成・教育を行う上でも重要であることを銘記します。
- (10) 研究上の不正行為が起こらない高潔な研究環境の整備に努めます。そのために、研究の諸段階において、最大限の知的誠実さを堅持し、注意深く責任ある態度で研究を行い、不正行為が起こり得ない環境を醸成します。



研究上の不正行為

香川大学における研究上の不正行為に関する取扱規程
(平成19年4月1日制定・令和4年6月改定)

本学の定める不正行為

本学の研究者等が研究活動を行う場合における以下に掲げる行為をいう。ただし、故意又は研究者等としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものに限る。

特定不正行為

- (i) **捏造** 存在しないデータ、研究成果等を作成すること。
- (ii) **改ざん** 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (iii) **盗用** 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

特定不正行為以外の研究活動上の不適切な行為

自己盗用・二重投稿、不適切なオーサーシップ等であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの。

不正使用

架空請求に係る業者への預け金、実態を伴わない旅費、給与又は謝金の請求等、虚偽の書類によって**使用規則等に違反して公的研究費を使用すること。**

研究上の不正行為の最新事例(文科省公表2024年度分)

文部科学省の予算の配分又は措置による研究活動における不正行為認定事案

番号	不正事案名	不正事案の研究分野	調査委員会を設置した機関名	不正行為に関与した者等	不正行為の種別
				(所属機関、部局等、職名等)	(捏造、改ざん、盗用等)
2024-01	自治医科大学准教授による不正行為（捏造）の認定について	医学	自治医科大学	自治医科大学 総合医学第2講座 准教授	捏造
2024-02	日本貿易振興機構アジア経済研究所研究員による不正行為（盗用）の認定について	政治学	日本貿易振興機構 アジア経済研究所	日本貿易振興機構アジア経済研究所 地域研究センター 研究員	盗用
2024-03	広島修道大学教授及び大学院生による不正行為（盗用）の認定について	心理学	広島修道大学	広島修道大学 教授 広島修道大学 大学院生（2名）	盗用
2024-04	大阪歯科大学元准教授、元助教及び大学院生による不正行為（捏造・改ざん）の認定について	歯学	大阪歯科大学	大阪歯科大学 元准教授 大阪歯科大学 元助教 大阪歯科大学 元大学院生	捏造・改ざん
2024-05	大阪大学元助教による不正行為（捏造・改ざん）の認定について	細菌学	大阪大学	大阪大学微生物病研究所 元助教、教授	捏造・改ざん
2024-06	東京理科大学教授による不正行為（盗用）の認定について	ドイツ文学	東京理科大学	東京理科大学 教授	盗用

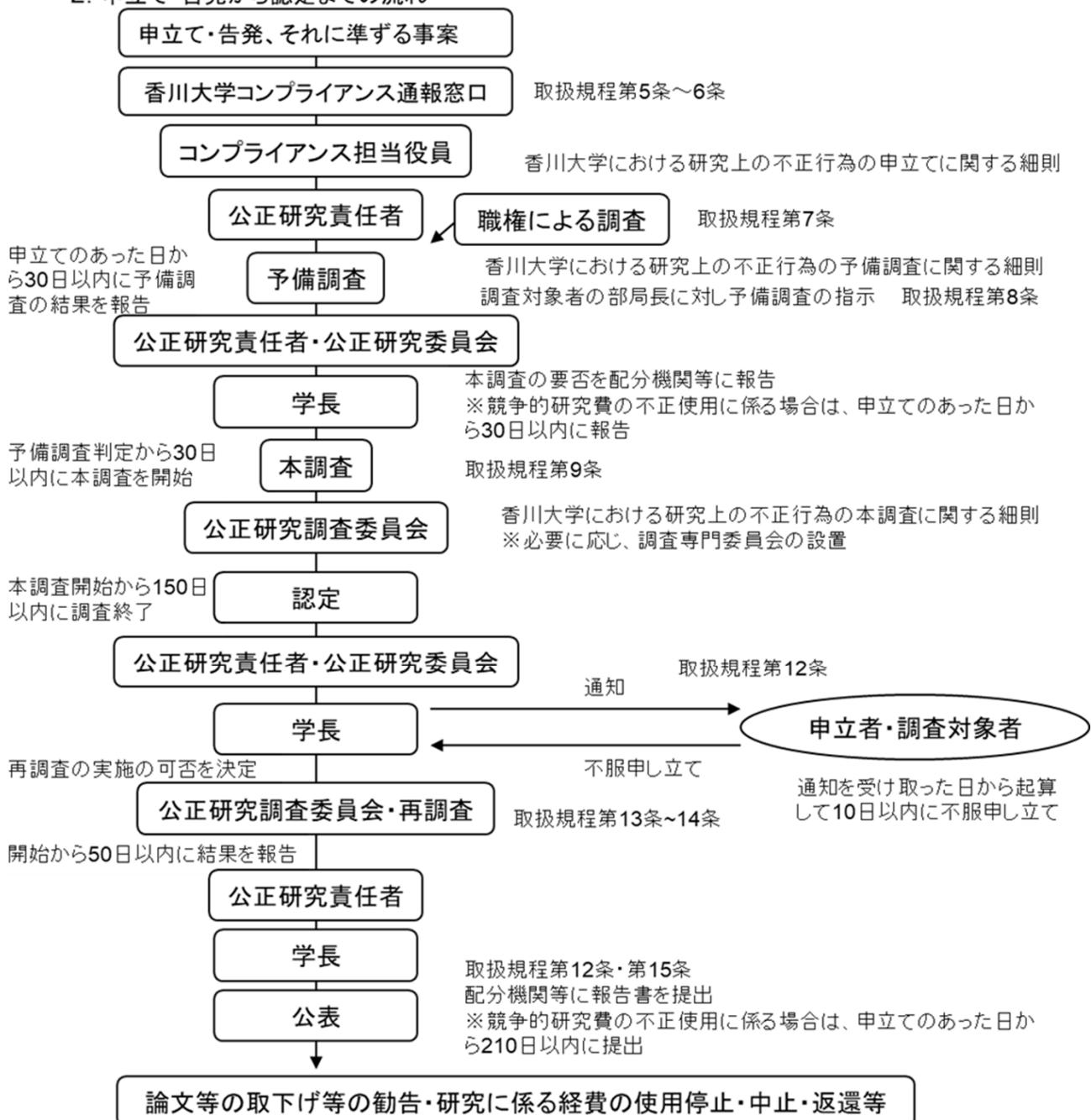
本学における研究不正に係る申立て・告発等への対応フロー

研究上の不正行為の取扱い

1. 责任者・体制

香川大学における研究上の不正行為に関する取扱規程(以下「取扱規程」) 第3条
・責任者 公正研究責任者(学長が指名する理事)
・体制 公正研究委員会
(香川大学公正研究責任者及び公正研究委員会に関する規程)

2. 申立て・告発から認定までの流れ





研究不正に対する措置

研究不正（研究活動の不正行為、研究費の不正使用）が認定されると、個人に対する処分に止まらず、所属する研究機関に対しても、競争的資金の配分機関からの処分を受けることとなります。

法令や本学の定める規程等に基づき、研究不正が認定された場合、研究者・大学に対し、以下のような対応措置が取られます。

【研究不正が認定された場合の措置】

個人・部局への措置

- 処分：懲戒（解雇、訓告、戒告）、厳重注意等
- 処分内容等の公表
- 研究費の使用停止
- 研究費の返還請求（全部または一部返還）
- 競争的資金等への応募資格停止
- 刑事告訴・民事訴訟 等
- 管理責任者（当該部局長等）に対する処分

大学への措置

- 研究不正が確認された研究活動に関する研究費の返還（全部または一部返還）
- 公的資金申請制限や運営費交付金の減額措置
- 事案の認定・公表（文科省）

研究上の不正行為に関する取扱規程(R4年度改定のポイント)

「国立大学法人香川大学における公的研究費の不正防止に関する基本方針・行動指針」

[令和4年6月改訂]

https://www.kagawa-u.ac.jp/files/5416/5647/1045/book_kihonhousin202206.pdf

■香川大学における研究上の不正行為の申立てに関する細則 [令和4年6月9日施行、令和4年6月1日適用] 抜粋

(申立ての取扱い)

第4条 悪意のある申立てを防止するため、申立ては原則として顕名によるものとし、特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容を明示するとともに、不正とする科学的な合理性のある理由を示さなければならない。なお、申立者に調査協力を求める場合があること、調査の結果、悪意に基づく申立てであったことが判明した場合は、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発を行う可能性がある。

2 匿名による申立てがあった場合でも、その内容に応じ、顕名の申立てがあった場合に準じた取扱いをする

ことができる。

7 不正行為の疑いが、報道やweb上に掲載されていること等を確認した場合は、申立てがあった場合に準じた取扱いをすることができる。ただし、不正事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。

■香川大学における研究上の不正行為に関する取扱規程 [令和4年6月9日施行、令和4年6月1日適用] 抜粋

(認定)

第11条 調査委員会は、前条に基づき調査対象者が行う説明を受けるとともに、本調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、調査対象者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為の認定を行うものとする。ただし、調査対象者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定することはできない。

2 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬、関係書類等の不存在等、本来存在するべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、不正行為と認定することができる。

研究データ等の保管の重要性

■ 研究データ等の保存には、「研究者が研究を進める上での内在的な動機」と「公的活動としての研究に伴う責務」という両面がある。論文等の形で発表した研究成果に対して、後日、万が一にも研究不正の疑念がもたれるようなことが生じた場合に研究者が自らその疑念を晴らすことができるよう研究に関わる資料等を適切に保存しておくことは、共同研究者や所属研究機関及び研究資金提供機関に対する責任である。

■ 資料等の保存は、それらを生み出した研究者自身が主たる責任を負う。研究室主宰者や研究機関は、研究倫理教育の一環として資料保存に関わる啓発を行うとともに資料保存の環境整備に努めなければならない。また、研究者の転出に際して、保存対象となるものの状況を確認し、後日必要となった場合の追跡可能性を担保しておくことが求められる。

出典：科学研究における健全性の向上について（平成27年3月6日：日本学術会議資料）

本学で定める研究データ等の保存期間

資料（文書、実験ノート、数値データ、画像等の資料、アンケート調査資料など）

→ 原則として、当該論文の発表後10年間

ただし、各学域等において各研究分野の特性に応じ、これと別の定めをすることができるものとするとともに、保存スペースの制約など止むを得ない事情がある場合は、合理的な説明ができる範囲で廃棄することができる。

試料及び装置等（実験試料、標本等の試料、装置等）

→ 原則として、当該論文の発表後5年間

ただし、保存が本質的に困難なもの（不安定物質や実験により消費されてしまう試料など）や保存に多大な経費がかかるものについてはこの限りではない。

※医療分野、社会調査、個人データ、倫理上の配慮を必要とするもの等その扱いについて法律等で規定されているものはそれに従うものとする。

※特定の研究プロジェクトに関する成果物の取扱いについて、配分機関との間で別の取り決め等がある場合はそれに従うものとする。

香川大学における研究データの保存等に関する要項
(平成28年4月1日、平成28年10月1日改正)

研究活動に関する留意事項

(1) 軍事的安全保障研究に係る対応について

平成27年度から防衛装備庁の「安全保障技術研究推進制度」による研究資金の募集が開始されました。本学は、日本学術会議の声明に沿い以下の原則にしたがって対応することとしています。

(平成30年2月教育研究評議会決定)

1. 軍事利用を目的とする研究は行わない。
2. 軍事利用を目的とする資金制度への応募及び資金の受入は行わない。

→ 「安全保障技術研究推進制度」への応募は行わない

(2) 安全保障輸出管理について

我が国をはじめとする主要国では、武器や軍事転用可能な貨物（装置、試料など）・技術が、国際社会の安全を脅かすような国家又はテロリスト等に渡ることを防ぐため、輸出管理に関する国際的な枠組み（国際輸出管理レジーム）を作り、国際社会と協調して輸出や技術提供の管理を行っています。

これらの安全保障輸出管理の取組を「外国為替及び外国貿易法（外為法）」に基づき実施し、規制の対象となる「貨物の輸出」や「非居住者に対する技術の提供（役務取引）」を行う場合には経済産業大臣の許可が必要となります。これを無許可で行うと刑事罰や行政制裁が科される場合があります。よって、香川大学における安全保障輸出管理体制の整備と適切な輸出管理の実施を図るため、「国立大学法人香川大学安全保障輸出管理規程」を制定し、平成28年11月1日から施行しました。

→ 「事前確認シート<外国出張・海外研修用><貨物輸出・技術提供用><国際共同研究及び海外からの受託研究・寄付金・助成金等受入用>」の提出

(3) 生物多様性条約に基づく名古屋議定書の発効批准に伴う対応について

「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（通称：ABS）に関する名古屋議定書」が締結され、平成29年8月20日より施行されています。

→ 遺伝資源の取得手続き

ABSの対象となる遺伝資源の取得をしようとする場合は、必ず事前に以下の手順に沿った手続きを行うものとする。

- ①カウンターパートとなる提供国側の研究者との共同研究の実施
- ②共同研究契約書の締結と相互合意条件（MAT：Mutually Agree Term）の設定
- ③提供国政府からの事前同意（PIC：Prior Informed Consent）の取得



© ABS学術対策チーム

研究インテグリティについて

これまで研究インテグリティ（研究の健全性・公正性）の確保については、不正行為への対応等が行われてきましたが、研究の国際化やオープン化が進む中、国際的に信頼性のある研究環境を構築することが必要です。

リスク軽減の観点から新たに確保が求められる研究インテグリティ

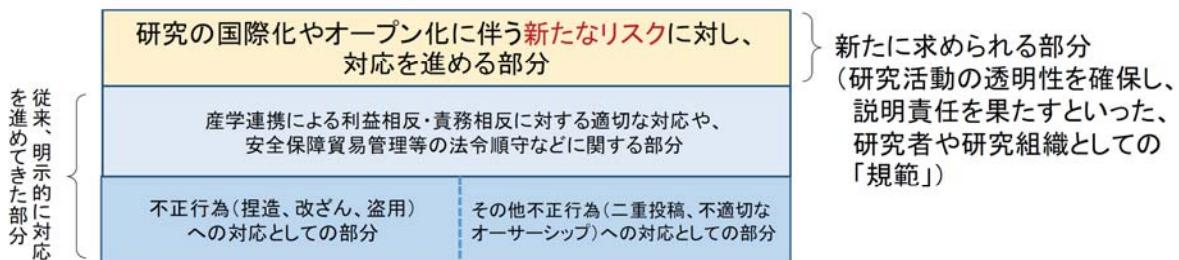


図 研究インテグリティ全体の構成

「大学及び公的研究機関における研究インテグリティの確保について（依頼）」（令和3年4月27日付文部科学省）において、今後取り組むべき事項として以下が示されました。今後文部科学省より提示される、具体的な取組に関するモデル等に基づき、関係部署において対応していく予定であり、研究者の皆さんにも協力をお願いすることとなります。

（1）研究者による適切な情報開示に関する取組

研究者が、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクを認識した上で、特に国際的な連携を行う際に、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たしていくことの重要性とともに、大学に対して必要な情報の報告・申告（当該情報が更新された場合における報告・申告を含む）を行うことの必要性の理解を促す。

（2）大学における対応に関する取組

大学が、所属する研究者の人事及び組織のリスク管理として必要な情報（※）を把握する（報告・更新を受ける）とともに、そのための利益相反・責務相反をはじめ関係の規程や管理体制を整備する。また、報告・更新を受けた情報に基づき、産学連携活動における適切なリスクマネジメントを行う。

※職歴・研究経歴、兼業等の所属機関・役職、当該大学外からの研究資金や研究資金外の支援及び当該支援の相手方

（3）研究資金配分機関等における対応に関する取組

研究資金の申請時に、申請する課題の研究代表者・研究分担者等に対して、国内の競争的資金の受入状況等の情報に加え、国外からの研究資金の受入状況を含め研究活動の透明性確保のために必要な情報の提出を求める。

※全ての競争的研究事業において以下情報の提出を求める

- ①国内の競争的研究費のみならず、国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、全ての現在の研究資金の応募・受入状況に関する情報
- ②全ての現在の所属機関・役職（兼業や、外国人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む）に関する情報

【参考】研究インテグリティ（香川大学・学内サイト）

https://www.kagawa-u.ac.jp/in_school/staff/29082/28640/

▶▶▶ 本学で実施する研究倫理研修等

本学では、「国立大学法人 香川大学における公的研究費不正防止に関する行動指針」（平成27年3月1日決定、令和3年12月23日一部改正）に基づき、研究者等の意識向上のため、以下の活動を実施しています。

▶ 『研究者共通教育』

全教職員に、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）が提供している「CITI Japan e-learning 教材」の受講を義務付けています（5年間有効）。

重要

- 「研究者基本コース（医学系・人文社会科学系・理工系）」から選択して受講して下さい。
- **前回受講完了から5年経過される方**
5年間の有効期限の1か月前を目安に、研究協力課より、更新受講について通知いたします。
- **本年度着任された方で、上記プログラムを初めて受講される方**
受講いただく準備が整い次第、研究協力課より通知しますので、その後受講願います。
- **本年度着任された方で、他機関で上記プログラムの受講実績のある方**
本学で必要な領域及び単元を全て受講している場合には、本学で受講したものとみなし、受講日から起算して5年間を有効とします。
- **未受講であったり、有効期限が切れた場合、競争的資金に係る申請手続きができなくなる場合がありますので、注意して下さい。**

▶ 『研究倫理研修会』

公正研究責任者等により、各学部教授会等において、研究倫理に係る研修会を実施しています。

▶ 『分野別研究倫理教育』

各部局により、研究分野等の特性に応じた研究倫理研修を実施しています。

▶ 『学術論文チェックツール』

香川大学では、公正な研究活動の推進にあたり、研究論文等の剽窃・盗用等の不正行為への防止対策を行うため、iThenticateを導入しています。

https://www.kagawa-u.ac.jp/in_school/staff/15570/ithenticate/

学生への研究倫理に関する指導について

科学研究は、これまで蓄々と積み上げられてきた知識の継承が前提となっていますが、研究を担う人を次の時代のために育てていくことも、科学の発展にとって不可欠であり、後進を指導することは、現在の科学者にとっての大きな責任です。特に教育機関である大学においては、学生や若い研究者（メンティー）と、これを指導する者（メンター）との関係は重要です。

メンターとしての指導責任について

メンターは、「科学者とは何であるか」、「科学研究の目的とは何か」、「それは人類の福利にどのように貢献できるのか」といった科学者の根源的な役割や社会的責任に関わる問い合わせを継続的に投げかけ、後進の科学者であるメンティー（大学院生等）の対話を通して、価値観の共有を図り、「科学者になること」について指導する必要がある。単なる「科学」教育ではなく、「科学者教育」を目指し、科学者が共有すべき価値を健全な形で継承し、社会から信託の得られるプロフェッショナルとしての科学者コミュニティの継続、発展に努める必要がある。

博士課程の学生の指導と責任ある論文審査について

博士課程の学生は、科学研究の世界に入る最も大事な時期であり、将来の独創的な研究にしても、博士課程の時期の着想や研究指導が大きな影響を与えることは少なくない。指導教員と学生との間でより良いコミュニケーションを取りながら、学生が誠実な科学者として育つよう充分な指導をしていくことが必要である。研究成果の集大成として、博士論文を纏めるが、これも研究論文の一つであり、博士論文が認められ博士の学位が授与されるということは、誠実な科学者を養成する課程を修了したことの証であり、博士の学位が世界中に通用することを鑑み、その「質の保証」に十分に意を配る必要がある。「質の保証」が不十分なものになれば、学位を有する個々の科学者に対する信頼はもちろんのこと、科学研究全体への信頼を傷つけることにもなりかねない。学位論文のテーマ設定、研究の過程、論文のとりまとめに至るまで指導教員のきめ細かな指導が必要となる。また、論文の審査は、誠実な科学者としての質の保証の責任を十分に認識しながら、透明性と公平性を保ち審査にあたることが必要である。

科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー 日本学術振興会 抜粋

本学で行われている学生向け研究倫理教育

- 学部学生については、全学共通科目（大学入門ゼミ）等で研究倫理の授業を実施
- 大学院生については、平成31年度から、1単位の研究倫理の内容を盛り込んだ授業科目を全学的な共通科目とし、必修化
- 大学院全研究科について、大学院生のe-learningプログラム受講を義務化

学生向けの研究倫理学習サイト

- 研究公正ポータル／THE LAB バーチャル体験型学習シミュレーション（JST）
https://www.jst.go.jp/kousei_p/measure_the_lab.html
- 研究公正／研究倫理教材（日本学術振興会）
<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>

関係規定・資料等

香川大学

公的研究費の不正使用防止及び研究活動の不正防止に関する取組み

<https://www.kagawa-u.ac.jp/information/approach/injustice/>

〔行動規範、不正防止に関する基本方針等〕

- ・香川大学行動規範
- ・香川大学コンプライアンスガイドライン
- ・国立大学法人香川大学における公的研究費の不正防止に関する基本方針・行動指針
- ・国立大学法人香川大学における公的研究費の不正防止計画

〔公的研究費の適正な運営・管理に関する規程等〕

- ・国立大学法人香川大学における公的研究費の運営及び管理に関する取扱規程
- ・公的研究費の不正防止に関する責任体系

香川大学 研究費使用ハンドブック（令和7年9月改訂版）

https://www.kagawa-u.ac.jp/files/1017/5746/1401/kenkyuhishiyohandbook_20250909.pdf

研究倫理教育(APRIN: e-learning)について

https://www.kagawa-u.ac.jp/in_school/staff/15570/aprine-learning/

日本学術会議

科学者の行動規範概要(改定版) 日本学術会議（平成25年1月）

<http://www.sci.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-s168-1.pdf>

文部科学省

研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月）

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/_icsFiles/afieldfile/2014/08/26/1351568_02_1.pdf

研究インテグリティ

https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/integrity/index.html

経済産業省

安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドライン（大学・研究機関用）第四版

（令和4年2月公表）

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku.html>

国立遺伝学研究所 A B S 学術対策チーム

「遺伝資源の取得の機会、およびその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分(ABS)」解説

http://nig-chizai.sakura.ne.jp/abs_tft/

令和7年度研究倫理研修会

「公的研究費の不正使用防止について」

統括管理責任者

目 次

	ページ
I. 公的研究費に係る不正事例・処分等	
1.不正に関与した研究者に対する措置	1
2.競争的研究費の応募資格制限	2
3.不正発生のメカニズム、事例紹介	3
4.ガイドライン改正の概要	5
5.不正防止に向けたポスター	6
II. 本学における不正防止の取組	7
III. 研究機関における不正使用事案（文科省公表分）	
1.令和6年度公表事案	10
2.事案紹介 東京大学	11
3.事案紹介 慶應義塾大学	15

I. 公的研究費に係る不正事例・処分等

1. 不正に関与した研究者に対する措置

はじめに

- 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」では、競争的資金等の運営管理に関わる全ての構成員に、不正防止対策の理解や意識を高める内容として、**不正が発覚した場合の機関の懲戒処分、自らの弁償責任、配分機関における申請等資格制限、研究費の返還等の措置等について説明することとしています。**
- 研究機関におけるコンプライアンス教育等において、本事例を活用し、不正により研究者に重大な影響があることを改めて周知を図るなど、適正な公的研究費の運営管理に努めてください。

研究者に対する措置

公的研究費は、国民の貴重な税金を原資として成り立つため、**助成機関の使用ルールや、研究機関における使用ルール**により適切に管理されることが必要です。その使用ルールの誤った理解により、思わぬ不正に繋がるケースが多く、注意が必要です。そのためには、それぞれの使用ルールの確認などについて、日頃から研究機関の事務担当者等に相談することが大切です。

不正に関与した研究者に対する措置は、主に以下のような措置があります。

人事処分

【所属機関の懲戒規程等】

※懲戒の事例として、懲戒免職、停職、減給等があります

不正使用金額の返還

【補助金適化法又は委託契約条項】

※不正使用した当時から返還までの期日に応じた加算金等が加算されます

刑事処分

【刑法】

※悪質な不正使用事案の多くは詐欺罪を適用されています

競争的研究費の

応募資格制限

【関係府省申合せ】

※平成24年度の改正に留意(4頁を参照)してください

2.競争的研究費の応募資格制限

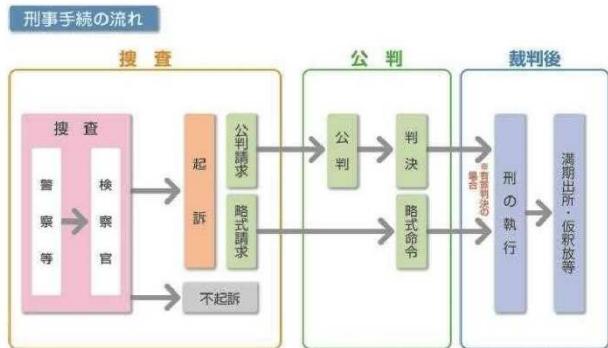
刑事処分

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」では、私的流用など、**行為の悪質性が高い場合**には、**刑事告発や民事訴訟があり得ること**など、法的な手続きに関しても内部規程上、明確に位置づけ、構成員に周知徹底することを求めています。

実際に私的流用により、刑事告訴、逮捕、拘留、起訴され、懲役刑の判決を受けている事例があります。



出典:法務省ホームページ 逮捕・勾留の期間
http://www.moj.go.jp/keijii/keiji_keiji11-3.html



出典:法務省ホームページ 刑事手続きの流れ
http://www.moj.go.jp/keijii/keiji_keiji11-1.html

競争的研究費の応募資格制限

平成24年度の「競争的資金の適正な執行に関する指針」の改正において、**特に悪質な不正使用の事案に対しては厳しく対処**するとともに、**不正使用の内容に応じて、応募資格を制限すること**としました。

応募制限の対象者	不正使用の程度と応募制限期間
不正使用を行った研究者と共謀者	私的流用の場合、10年 私的流用以外で ① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高い場合、5年 ② ①及び③以外の場合、2~4年 ③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低い場合、1年
不正受給を行った研究者と共謀者	5年
善管注意義務違反を行った研究者	善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

※ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合は、応募資格制限をせず、

厳重注意を通知する。

参考：内閣府HP：
<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin1.pdf>

● 4

文部科学省ホームページ掲載「研究機関におけるコンプライアンス教育用コンテンツ」より抜粋

3.不正発生のメカニズム、事例紹介

3-1. 不正発生のメカニズム

米国の犯罪学者であるクレッシー教授は、不正は「動機」「機会」「正当化」の三要素が全て揃ったときに発生すると説明しています。

不正を働いた「動機」

「動機」とは不正を実際にに行う際の心理的なきっかけを指します。

例えば、他人と共有できない金銭的な問題や業績ノルマ達成に対するプレッシャーなどが挙げられます。

不正の実行を可能にした「機会」

「機会」とは不正を行おうとすれば可能な環境が存在する状態を指します。

例えば、担当者が本来分掌して行なうべき複数の重要な業務を長期間に渡って一人で行なったり、権限や業務分掌を逸脱できる状況、それらに対して必要な制・チェック機能が働かない状況などです。



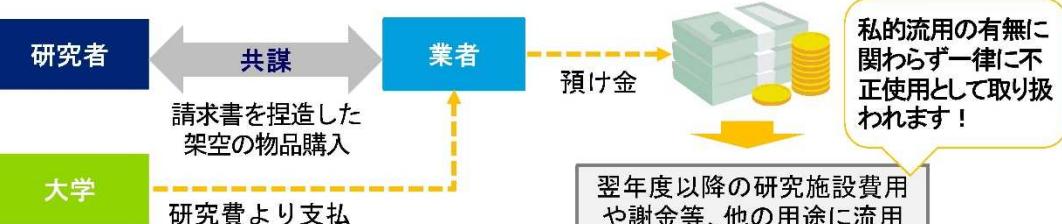
自らの行為を容認する「正当化」

これは不正の実行を思いとどまらせるような倫理観等の欠如を指します。

完璧な管理体制の構築は不可能である以上、個人の倫理観は不正予防に重要であるといえます。

3-2. 事例紹介①架空発注と預け金による不正

架空発注により業者に預け金を行う行為は不正使用に該当します。



不正発生の要因分析

- 使用用途、使用年度に問わず、研究費を自由に使用したかった（動機）
- 発注から納品までを研究者自らが行うシステム（機会）
- 規則に対する遵守意識および公的資金であるという認識の欠如（正当化）

措置

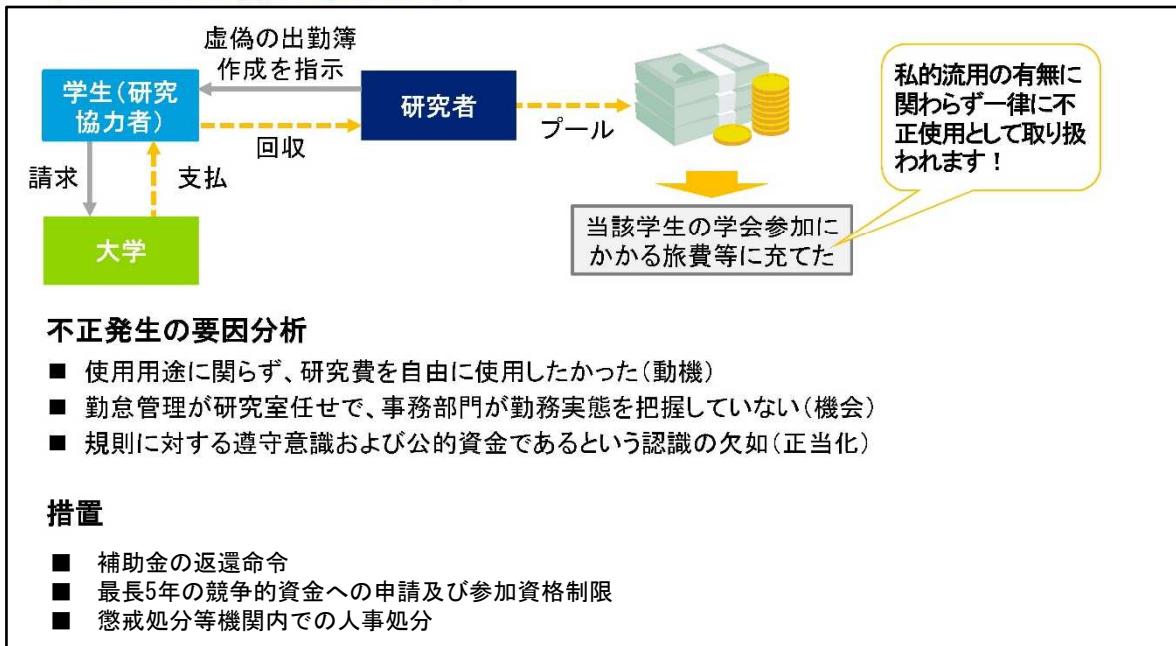
- 補助金の返還命令
- 最長5年の競争的資金への申請及び参加資格制限
- 関係業者に対して一定期間の取引停止
- 懲戒処分等機関内で的人事処分

重要なポイント

繰越事由に合致し繰越制度を適切に利用すれば不正など行わなくとも翌年度使用は可能であった。

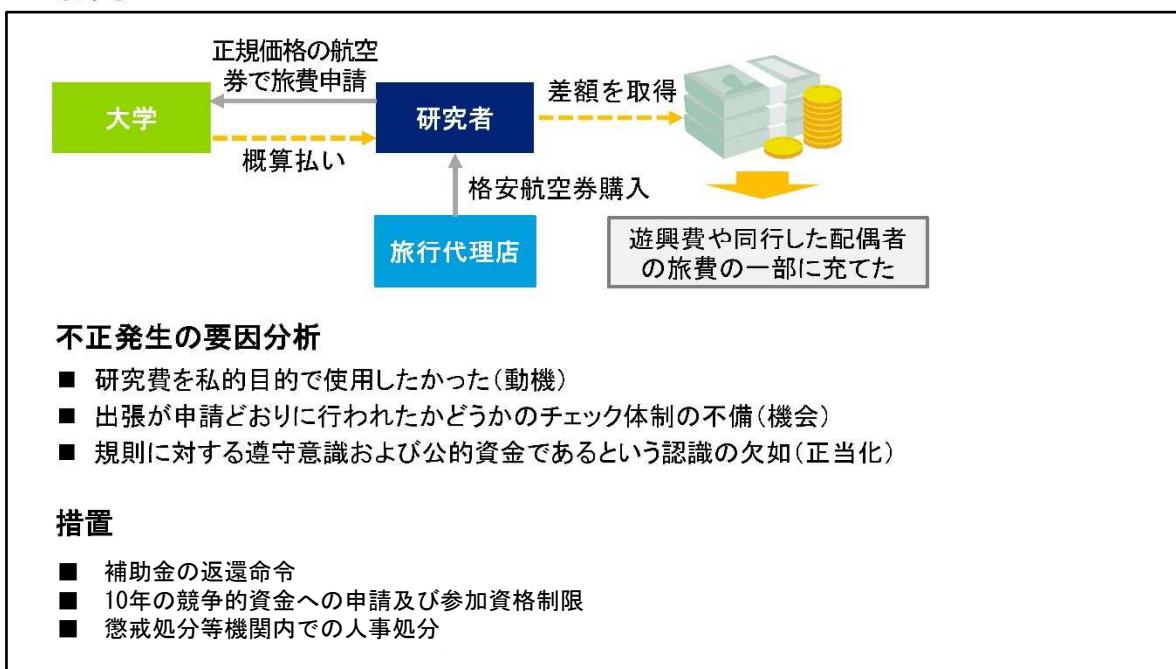
3-3. 事例紹介②架空人件費(謝金)による不正

研究協力者に支払う給与について、実際より多い作業時間に出勤簿に記入して請求することは不正使用に該当します。



3-4. 事例紹介③架空旅費交通費による不正

実際に要した金額以上の経費を申請することは水増し請求であり不正使用に該当します。



4.ガイドライン改正の概要

ガイドライン改正の概要(令和3年2月改正 文部科学大臣決定)

不正が発生する機関では…

＜主な要因＞

- 1.不正防止のPDCAサイクルの形骸化 →PDCAサイクルが繋がらない、うまく回せていない。
- 2.組織全体への不正防止意識の不徹底 →組織全体で研究費不正防止の意識が低い、意識の共有が出来ていない。
- 3.内部牽制の脆弱性 →体制を含む事務チェックが機能していない、内部監査結果が不正防止対策に活用されていない。

改正の内容 ~不正防止対策強化の3本柱~

目的

- 研究機関全体の意識改革を図り、研究費不正の防止に関する高い意識を持った組織風土を形成するとともに、組織風土に合わせた防止策で実効的かつ効率的な対策を実現する。
- これまでの各研究機関の取組状況や不正事案の発生要因を踏まえ、従前のガイドラインの記述の具体化・明確化を図る。

The diagram illustrates the three pillars of the revised guideline as three red 3D boxes arranged horizontally. Below them is a pink horizontal bar labeled '改正ガイドライン' (Revised Guideline).

- ガバナンスの強化**
最高管理責任者のリーダーシップと役割の明確化
- 意識改革**
コンプライアンス教育・啓発活動による意識向上
全構成員への意識の浸透
- 不正防止システムの強化**
監査機能の強化
不正を行う「機会」の根絶

6

整備

各研究機関：令和3年度を「不正防止対策強化年度」と位置付け、各機関で再点検を行い体制整備を推進
文部科学省：各研究機関における体制整備状況のモニタリング及び指導を強化

文部科学省ホームページ掲載「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）の改正概要」及び説明資料より抜粋



本学でも、令和3年度に取組みの再点検と体制整備を実施。

- ・公的研究費の不正防止に関する基本方針・行動指針・不正防止計画を改正
- ・ホームページに学長メッセージを掲載
- ・ポスター「研究への信頼は私たち自身の手で守る！」を学内に掲示

5.不正防止に向けたポスター

STOP!研究不正

Scientific misconduct

研究への信頼は私たち自身の手で守る!

研究活動における不正や不適切な研究費の執行は、研究者本人の研究活動が困難になるばかりでなく、その不正が発生した研究機関の社会的信頼まで損なうこととなり、ひいてはわが国の科学技術の発展を妨げることにも繋がります。

香川大学では、不正研究や研究費不正の防止に関する高い意識を持った組織風土を構築し、研究費不正の根絶に大学全体として取り組んでいます。



不正行為申立て窓口
(香川大学コンプライアンス通報窓口)

公的研究費相談窓口

●学内窓口:企画総務部 総務課
メール:「メール通報等受付フォーム」より
TEL:087-832-1199
(平日9:00~12:00、13:00~17:00)

●学外窓口:大平昇法律事務所
メール:noboru.ohira@nifty.com
FAX:087-823-3202

●学術部 研究協力課
メール:kaken-ao-h@kagawa-u.ac.jp
TEL:087-832-1314

▽詳細はこちらをご覧ください▽

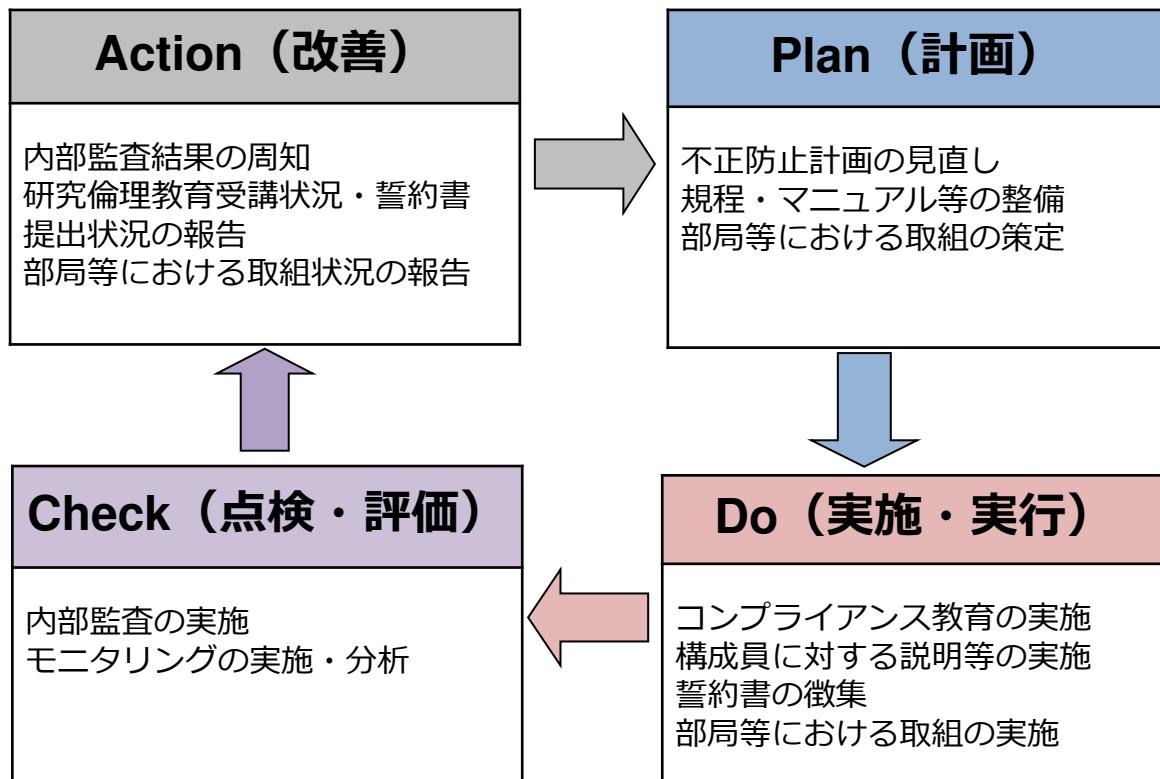


香川大学ホームページ
公的研究費の不正使用防止及び
研究活動の不正防止に関する取組み



II. 本学における不正防止の取組

本学では、下記のPDCAサイクルを有効に機能させて、研究費の不正使用等の防止に取組んでいます。



- リスク・課題の把握および関係規程・体制等の改善のためには、研究者からのフィードバックが不可欠です。
- 不正防止のための新たな関係規程・体制等の運用には、研究者の理解と協力が不可欠です。

【関係資料等】

文部科学省ホームページ

研究機関における公的研究費の管理・監査

- ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に係るコンプライアンス教育用コンテンツ」

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1350200.htm

香川大学ホームページ

公的研究費の不正使用防止及び研究活動の不正防止に関する取組み

<https://www.kagawa-u.ac.jp/information/approach/injustice/>

公的研究費の不正使用防止及び研究活動の不正防止に関する取組み

研究活動における不正行為や公的研究費の不正使用は、研究者本人の研究活動が困難になるばかりでなく、その不正が発生した研究機関の社会的信頼まで損なうこととなり、ひいては、わが国の科学技術の発展を妨げることにも繋がります。

香川大学では、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正、令和3年2月1日改正)、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文部科学大臣決定)に沿って、関係規則等を整備し、研究活動における不正行為に対応する適切な仕組みを整えるとともに、公的研究費の適正な運営のために必要な施策の推進を行ってきました。今後はさらに、研究機関全体の意識改革を図ることにより、不正研究や研究費不正の防止に関する高い意識を持った組織風土を構築し、研究費不正の根絶に大学全体として取り組んでまいります。

令和5年10月1日
国立大学法人香川大学
学長 上田夏生

公的研究費の管理・監査、不正防止に関する本学の姿勢、取組み

【行動規範、不正防止に関する基本方針等】

- ・香川大学行動規範 [□](#)
- ・香川大学コンプライアンスガイドライン [□](#)
- ・国立大学法人香川大学における公的研究費の不正防止に関する基本方針・行動指針 [□](#) (PDF:367KB)
- ・国立大学法人香川大学における公的研究費の不正防止計画 [□](#) (PDF:681KB)

【公的研究費の適正な運営・管理に関する規程等】

- ・国立大学法人香川大学における公的研究費の運営及び管理に関する取扱規程 [□](#)
- ・公的研究費の不正防止に関する責任体系 [□](#) (PDF:138KB)

【研究倫理教育について】

- ・研究倫理教育の実施に関する要項 [□](#)
- ・令和6年度研究倫理研修会資料 [□](#) (PDF:8583KB)

(参考教材)

- ・日本学術振興会『科学の健全な発展のために-誠実な科学者の心得-』(テキスト教材・e-ラーニング教材)
- ・科学技術振興機構『THE LAB』(ORI制作映像教材)

大学案内

大学概要

中期目標・中期
自己点検・評価

大学の取り組み

香川大学改革構

年4月-START-

特色ある教育・教

国際化の基本方

戦略課題

次世代育成支援

法に基づく行動

香大生の夢チャ

ジェクト事業

ものっそ香大★

プログラム

経済学部学生チ

ロジェクト事業

環境に対する取

境報告書

教育研究水準の

めの取り組み

大学の特色ある

公的研究費の不

止及び研究活動

止に関する取組

多様な人材の確

成

女性活躍推進法

行動計画

香川大学ソーシ

ア利用に関する

香川大学ハラス

宣言

学長室

大学案内・広報

その他の情報

香川大学ホームページより抜粋

<https://www.kagawa-u.ac.jp/information/approach/injustice/>

公的研究費相談窓口

公的研究費に関する事務処理手続き及び使用規則等に関する相談を受ける窓口として、公的研究費相談窓口を設置しています。公的研究費に関するルール等について、お気軽にお問い合わせください。

公的研究費相談窓口

学術部研究協力課

E-Mail kaken-ao-h@kagawa-u.ac.jp

※メール送信の際は、○を@に換えてください。

不正行為申立て窓口

公的研究費の不正使用及び研究活動の不正行為に係る申立てや情報提供等に対応するための通報窓口として、「不正行為申立て窓口」を設置しています。不正行為に係る調査は、香川大学公正研究責任者及び公正研究委員会が行います。

不正行為申立て窓口(香川大学コンプライアンス通報窓口)

○学内窓口

企画総務部総務課

〒760-8521 香川県高松市幸町1-1

専用電子メール「メール通報等受付フォーム」

TEL 087-832-1199(電話受付時間 平日9:00~12:00、13:00~17:00)

FAX 087-832-1053

○学外窓口

大平昇法律事務所

電子メール noboru.ohira@nifty.com (@を半角に直してご利用下さい)

文書送付 〒760-0020 香川県高松市錦町1丁目23-13 大平昇法律事務所

ファクシミリ 087-823-3202

留意事項 当該事務所においては、受付のみを行い、法律相談等を行うものではありません。

香川大学ホームページより抜粋
<https://www.kagawa-u.ac.jp/information/approach/injustice/>

III. 研究機関における不正使用事案（文科省公表分）

1. 令和6年度公表事案

番号	研究機関名	不正が行われた年度	不正の内容	不正に支出された研究費の額	不正に関与した研究者数(実人数)	最終報告書提出日	最終報告書の概要 (調査結果、再発防止策、関係者の処分等) ※「研究機関が行った措置」について は、進捗状況に応じて更新
202401	東京大学	平成27年度～令和2年度、令和4年度	謝金の目的外使用及び不正な支出 旅費の不正な支出	1,925,940円	1人 ※その他元事務補佐2人	令和6年5月9日	東京大学における公的研究費の不正使用について(PDF:269KB) 
202402	早稲田大学	令和元年度、令和3年度	出張旅費の不正取得	267,550円	1人	令和6年4月12日	早稲田大学における公的研究費の不正使用について(PDF:166KB) 
202403	松江工業高等専門学校	令和5年度	目的外使用、書類の虚偽作成による不正使用	565,603円	1人	令和6年7月10日	松江工業高等専門学校における公的研究費の不正使用について(PDF:178KB) 
202404	兵庫県立大学	令和元年度～令和5年度	横領及び詐欺	6,042,305円	元事務嘱託員1人	令和6年8月27日	兵庫県立大学における公的研究費の不正使用について(PDF:206KB) 
202405	慶應義塾大学	平成26年度～令和2年度	架空請求(カラ給与)・還流行為	5,210,420円	1人	令和6年9月11日	慶應義塾大学における公的研究費の不正使用について(PDF:173KB) 
202406	筑波大学	令和4年度	目的外使用、勤務事実に基づかない給与支給	4,076円	1人	令和6年6月26日	筑波大学における公的研究費の不正使用について(PDF:211KB) 
202407	筑波大学	平成30年度、令和2年度	目的外使用	572,480円	4人(うち1名は共謀、1名は善管注意義務違反)	令和6年10月24日	筑波大学における公的研究費の不正使用について(PDF:179KB) 
202408	駒澤大学	平成31(令和元)年度	目的外使用	2,952円	1人	令和6年9月19日	駒澤大学における公的研究費の不正使用について(PDF:193KB) 
202409	福島大学	平成29年度～令和5年度	旅費の虚偽請求(カラ出張)、及び二重請求	397,640円	1人	令和6年9月11日	福島大学における公的研究費の不正使用について(PDF:171KB) 
202410	大妻女子大学	令和3、4年度	カラ謝金	341,560円	1人	令和6年11月18日	大妻女子大学における公的研究費の不正使用について(PDF:161KB) 
202411	鶴見大学	令和5年度	架空請求(カラ謝金)	36,000円	1人	令和7年1月30日	鶴見大学における公的研究費の不正使用について(PDF:217KB) 
202412	福岡大学	令和3年度	不正使用(非効率的な旅費の支出)	17,500円	1人	令和6年8月30日	福岡大学における公的研究費の不正使用について(PDF:189KB) 

文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

2.事案紹介 東京大学

◇番号 : 202401

◇研究機関名	東京大学	◇不正の種別	謝金の目的外使用及び不正な支出 旅費の不正な支出
◇不正が行われた年度	平成 27 年度～令和 2 年度、令和 4 年度	◇最終報告書提出日	令和 6 年 5 月 9 日
◇不正に支出された研究費の額	1,925,940 円	◇不正に関与した研究者数	1 人 ※その他元事務補佐 2 人

◇経緯・概要
【発覚の時期及び契機】 大学院総合文化研究科の教授に対する研究費の不正使用の疑いに関する通報が、令和 4 年 7 月 25 日に文部科学省より東京大学に回付され、令和 4 年 7 月 27 日に東京大学は当該通報を受理した。
【調査に至った経緯等】 「国立大学法人東京大学における競争的研究費等の不正使用に係る通報及び調査手続きに関する規則（現在の規則名称）」に基づき、通報内容を踏まえ予備調査した結果、本調査を実施するに値する信憑性・合理性があるものと判断し、令和 4 年 8 月 23 日、調査の開始を決定し、令和 4 年 8 月 30 日、調査委員会を設置して調査を開始した。
◇調査
【調査体制】 調査委員会（学内委員 5 名、学外委員（弁護士、公認会計士）2 名）を設置して調査を実施した。
【調査内容】 <ul style="list-style-type: none">・調査期間 令和 4 年 8 月 30 日から令和 6 年 3 月 19 日まで・調査対象 調査対象者：当該教授 1 名及び元事務補佐 2 名 調査対象経費：平成 27 年度から令和 4 年度までの当該教授に関わるすべての研究費・調査方法 当該教授に関わる支出関係証憑書類の精査、書面照会による事実確認及びヒアリングの実施
◇調査結果
【不正の種別】 謝金の目的外使用及び不正な支出 旅費の不正な支出
【不正の具体的な内容】 <ul style="list-style-type: none">・内容 謝金の目的外使用及び不正な支出 大学院生等に対する授業補助の対価、旅費の立替払の精算、実験・測定補助等の対価、元事務補佐に対する残業代の支出等として、謝金の目的外使用及び不正な支出があったことが認められた。

旅費の不正な支出

自家用車またはレンタカーを使用した出張について、実際の交通手段と異なる旅費の不正な支出があったことが認められた。

・動機、背景

当該教授が、研究費の支出の手続に関する学内手続きに対する認識が不十分で、同研究室内の研究費にかかる支出の手続を漫然と元事務補佐に任せていた。元事務補佐は、競争的研究費等に関わる資金配分機関及び本学の経費執行ルールの理解が不十分で、実態に即した適正な執行ができていなかった。

・手法

主として、元事務補佐による研究費の支出手続きによるものであり、次のとおり行われていた。

＜謝金＞

・大学院生等に対する授業補助の対価及び旅費の立替払の精算、実験・測定補助等の対価、元事務補佐の残業代相当額を、該当する費目による支出手続きをすることなく、謝金の支出手続きに置き換えて処理をしていた。

・元事務補佐に対する事務作業等の対価として、実際に労務を提供したことが確認できる時間以上の時間に相当する謝金が支出されていた。

＜旅費＞

・自家用車またはレンタカーを使用した出張について、必要な事務手続きを経ることなく、実際の交通手段と異なる旅費請求による処理をしていた。

・不正に支出された研究費等の種類、額及びその使途（私的流用の有無）

資金の種別	不正使用額	不正が行われた年度	不正に関与した研究者数
科学研究費助成事業	924,600 円	平成 27 年度～令和 2 年度、 令和 4 年度	1 人 ※その他元事務補佐 1 人
J S T 委託事業費	816,370 円	平成 27 年度から令和元年度	1 人 ※その他元事務補佐 1 人
共同研究	81,750 円	平成 29 年度、令和元年度	1 人 ※その他元事務補佐 1 人
助成金	89,000 円	平成 29 年度、平成 30 年度	1 人 ※その他元事務補佐 1 人
運営費	14,220 円	平成 28 年度	1 人
計	1,925,940 円		3 人（実人数*）

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

当該教員及び元事務補佐によって不正に支出された研究費は、授業補助及び実験・測定補助等の謝金、自家用車等の使用による旅費として使用されており、私的流用及び還流行為があったとは認められない。

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

当該教授においては、研究費の支出の手続に関する学内手続きに対する認識が不十分で、同研究室内の研究費にかかる支出の手續を漫然と元事務補佐に任せていたことにより、研究代表者として研究費の管理責任としての責務を著しく怠っていたと判断した。

元事務補佐においては、競争的研究費等に関わる資金配分機関及び本学の経費執行ルールの理解が不十分で、実態に即した適正な執行ができていなかったと判断した。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

① 当該教授

・当該教授は、自身に事務的な過誤が多いとの認識のもと、研究費の支出の手續に関する学内手続きに対する認識が不十分で、研究費の支出の手続きを漫然と元事務補佐に任せせる一方、事務補佐の勤怠管理といった適正な事務処理を行う体制を構築できているかの確認を怠り、研究室としての事務補佐の体制を整備できていなかった。また、研究費の予算執行状況について、内訳等の詳細を確認することなく、研究代表者として研究費の管理責任の責務を著しく怠っていた。

② 元事務補佐

・元事務補佐は、当該教授から研究費の支出の手續を任せていたことから、適正な手續でないことを認識しながら、自ら当該教授の署名押印を行うなどして目的外の業務を謝金として支出したり、実際に労務を提供した時間以上の作業時間の出勤表を作成したりするなどしていた。また、競争的研究費等に関わる資金配分機関及び本学の経費執行ルールの理解が不十分で、実態に即した適正な執行ができていなかった。さらに、研究代表者や所属部局の事務職員に相談することなく自己の誤った判断で研究費を執行していた。

③部局

・部局では、教職員等に対する研究費の支出や学内手続に関する財務上の知識や情報の提供が十分ではないとともに、研究者等からの相談支援の体制の構築に不十分な点があった。また、謝金等の支出について、リスクの要因や評価をふまえた関係部署におけるチェック体制が十分でなかった。

【再発防止策】

①競争的研究費等の不正使用防止に関する注意喚起及び学内 WEB サイトの充実

当該事案を踏まえた学内全体への注意喚起の実施。また、大学ポータルサイトや部局 WEB サイトにおいて、研究費使用に係る執行管理ルールに関する情報提供の充実。

②競争的研究費等の執行管理に係る説明会等の開催及び更なる啓発の実施

事務担当者及び研究者等の構成員に対する研究費使用に関するコンプライアンス教育を徹底し、研究費等の適切な執行管理のための説明会や研修等を開催。また、研究費不正使用防止に関するリーフレットを構成員へ提供することで、日頃から研究費の適切な使用を意識付け。

さらに、研究費使用ルールをまとめたハンドブックを作成し、構成員へ提供。

③謝金の適切な執行管理の徹底

部局において業務実施者が勤怠管理を適正に管理できるよう、電子媒体による勤怠管理の事例を示し、部局の実態に応じた適切な勤怠管理の実施を要請。

④システム入力者への適正な旅費申請手続き等の啓発

出張旅費システムについては、自動車等を利用する場合の申請項目を新設するなど不正使用防止視点による機能を充実。また、出張旅費システムを使用する教職員に対し、大学ポータルサイト及び説明会等を通じて、適正な手続きを啓発。

⑤機械的・横断的なチェック機能の導入

新たな各種業務システムの導入等の時機を捉えて、例えば納品検収の方法について機械的・横断的なチェック機能を強化したシステムを導入予定。さらに、適時、再発防止策を講じる。

◇その他（研究機関が行った措置）

- ・本件の公表状況（東京大学における公的研究費の不正使用について 令和6年5月27日 東京大学WEBサイトに公表（氏名公表あり））

3.事案紹介 慶應義塾大学

◇番号 : 202405

◇研究機関名	慶應義塾大学	◇不正の種別	架空請求（カラ給与）・還流行行為
◇不正が行われた年度	平成 26 年度～令和 2 年度	◇最終報告書提出日	令和 6 年 9 月 11 日
◇不正に支出された研究費の額	5,210,420 円	◇不正に関与した研究者数	1 人

◇経緯・概要

【発覚の時期及び契機】

令和 6 年 3 月 8 日、「不正行為に関する申し立て窓口」に対して、公的資金の不正使用に関する申し立てが提出され、同日付で受理した。

【調査に至った経緯等】

令和 6 年 3 月 22 日に研究コンプライアンス委員会を開催し、同日付けで調査委員会の設置および調査実施を決定した。

◇調査

【調査体制】

研究コンプライアンス委員会は、調査委員会（学内委員 5 名・学外委員 1 名）を設置し、調査を実施した。

【調査内容】

- ・調査期間

令和 6 年 5 月 15 日～令和 6 年 6 月 23 日

- ・調査対象

調査対象者：当該教員

調査対象研究費：科学研究費助成事業

- ・調査方法

・臨時職員給与に関する経理関係書類、雇用関係書類等および関係者提出書類等の書面調査
・当該教員、関係者への聞き取り調査

◇調査結果

【不正の種別（例）架空請求【預け金、カラ出張、カラ雇用】、代替請求等】

架空請求（カラ給与）・還流行行為

【不正の具体的な内容】

- ・動機、背景

研究に使用していた研究施設が遠方にあり、学生の研究活動に要する交通費負担が大きかった。また、必要な消耗品等は施設近辺で購入し、すぐに使用する必要があったため、検収を受けづらく、管理負担が大きかった。こうした学生の負担を軽減するため、当該教員は、機動的な資金を確保する動機を持つに至った。

- ・手法

当該教員の研究室に所属する複数の大学院生に対し、実態の伴わない勤務に基づく臨時職員としての勤務報告を行わせ、支給された給与を、学生の研究活動に要する交通費や研究用資材等の購入に充てた。

- ・不正に支出された研究費等の種類、額及びその使途（私的流用の有無）

資金の種別	不正使用額	不正が行われた年度	不正に関与した研究者数
科学研究費助成事業	5,210,420 円	平成 26 年度～令和 2 年度	1 人
計	5,210,420 円		1 人（実人数※）

※公的研究費に係る不正に関与した実人数

科学研究費の申請内容とは異なる目的外利用があったが、費用の大半は研究室の運営・研究のための費用に充当されており、当該教員が研究とは無関係な個人的な目的での支出への流用については明確に否定していることなどから、私的流用があったと認定することはできなかった。

【調査を踏まえた機関としての結論と判断理由】

証拠資料（収支記録）が存在し、当該教員自身が事実を認めているため、公的資金の不正使用があったものと認定した。

◇不正の発生要因と再発防止策

【発生要因】

① 当該教員の倫理観および行動規範順守意識の欠如

当該教員も本研究倫理教材を受講済みであり、また、公的資金を使用して教育研究活動に従事するにあたり、研究者の行動指針である「慶應義塾研究倫理要綱」に則り責任を持って公的資金を適切に取り扱うため提出を義務付けている「公的資金の適切な運営・管理に関する誓約書」も提出している。にもかかわらず、虚偽の勤務報告を提出させ、それにより得た給与を別の研究目的資金に使用させる行為を行ったことは、当該教員に研究者としての基本的な倫理観の欠如および行動規範順守の意識の欠如があったものと考える。

② 臨時職員雇用者の公的研究費の適正な使用ルールの指導不足

本来であれば、受け入れ責任者である当該教員が、被雇用者である学生等に対して、支出に基づく請求書等の申請により支出すべきである等公的研究費の適正な使用ルールを指導すべきであった。しかし、当該教員は、勤務実態を伴わない臨時職員給与を受給することがたかも正しい使用方法であるかのように学生等に誤認させ、長年にわたり不適切な使用方法に加担させる結果となった。

【再発防止策】

・研究倫理・コンプライアンス教育の徹底

①毎年実施している採択者に対する説明会の際に研究費不正に関する注意喚起を強く促すと共に、学内に倫理観や行動規範に関するポスターや掲示物を設置し、教員の目につく場所に常に掲示することで、視覚的なりマインダーも行い、さらなる啓発の実施を行う。

②研究代表者、分担者のみならず、研究にかかる構成員に対し、研究費使用に関するコンプライアンス教育を徹底する。特に臨時職員に対しては、雇用契約時に研究費不正に当たる行為についてのわかりやすい説明を提示し確認認識させる。

・臨時職員の勤務状況確認の徹底

提出された勤務報告を元に毎月実施されている勤務時間や勤務内容の確認を引き続き適切に実施したうえで、臨時職員の勤務実態を抜き打ちで確認する等の牽制プロセスを導入し、再発防止に向けたチェック体制の強化を検討していく。

◇その他（研究機関が行った措置）

・関係者の処分

研究費不正、規則違反、ならびにハラスメント等が認められたことにより、8月7日付で諭旨退職処分とした。

・本件の公表状況

令和6年9月26日に慶應義塾大学ホームページに公表（氏名公表あり）

令和 7年11月25日

部局管理責任者各位

研究担当理事
(不正防止計画推進室長)
秋光 和也
財務担当理事
国分 伸二

公的研究費の不正使用事案について（注意喚起）

他大学において、別紙1のとおり、公的研究費の不適切な使用が発覚し、関係者が厳正な処分を受ける事案が発生しております。

このように不正行為が認定された場合、社会や国民からの信用を大きく失墜し、不正を行った個人だけでなく、大学の教育研究活動全体にも多大なる悪影響を与えることとなります。

本学においてもこうした事態を未然に防ぐため、研究倫理教育の実施に関する要項に基づき、定期的に研究倫理研修会を実施しているところではあります。改めて研修会配布資料（別紙2）を確認のうえ、教職員一人ひとりが高い倫理観を保持し、公的研究費の適切な管理・運用の徹底をお願いします。

職員の懲戒処分に係る公表について

TOP > 記事カテゴリ > 属性 > お知らせ

公開日 2025年11月17日

本学は、令和元年度から令和5年度にかけて、公的研究費等の不正使用(目的外使用)及び不適切行為(還流行為)を行った本学職員に対し、令和7年11月17日付けで懲戒処分としましたので、公表します。

1. 被処分者 所属 医学部附属病院
職名 医療技術職員
年齢 40歳代

2. 決定年月日 令和7年11月17日

3. 処分内容 停職3日

4. 事案の概要

当該職員は令和元年度から令和5年度にかけて、自らが所属していたセンターに属する複数の職員に対して旅費、学会参加費又は講習料等の返金を要請し、実際に現金を受領して管理するとともに、自費で参加した研修等の補填のためとして、同センターに所属する職員に対して現金を配分したほか、当該センターの会費(慶弔代やコーヒーライド等の雑費に使用)に充当する公的研究費等の不正使用(目的外使用)及び不適切行為(還流行為)を行いました。当該職員の行為は、本学職員就業規則に違反すると判断し、懲戒処分としました。

5. 学長コメント

本学職員が行った公的研究費等の不正使用(目的外使用)及び不適切行為(還流行為)事案について、当該職員の行為は決して許されるものではなく、関係者の皆様に改めて深くお詫び申し上げます。

また、当該職員の行為は、社会に本学及び本学職員への不信感を与え、本学に対する社会的信用を著しく傷つけるものであり、大学として、このことを深刻に受けとめ、本学において今後このような不祥事を起こすことのないよう、全学を挙げて再発防止に取り組むとともに、本学に対する信頼の回復に努めてまいります。

令和7年11月17日
国立大学法人島根大学長
大谷 浩

教職員向けサイト 教員検索システム 学務情報システム 島根大学Moodle 学年曆
財務・調達情報 教育情報の公表 研究データベース チャットボット(在学生・受験生向け)
災害対応ぼけっとマニュアル

松江キャンパス	出雲キャンパス	サイトマップ
〒690-8504	〒693-8501	プライバシーポリシ
島根県松江市西川津町 1060	島根県出雲市塩冶町 89-1	—
TEL:0852-32- 6100(代表)	TEL:0853-23- 2111(代表)	交通アクセス キャンパスマップ 島根大学へのお問 い合わせ

PC表示

スマホ表示

